

## 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の継承に伴い、本年5月1日から元号が改められます。

国税庁は今回の改元に伴い、「源泉所得税の納付書の記載のしかた」を公表しました。

源泉所得税の納付の際には、改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」を引き続き使用することができます。

この場合、次の点に注意が必要です。

●現在の納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号（令和）」の追加記載などにより補正をする必要はありません。

●平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載する。

### <納期の特例の納付書>

たとえば、納期の特例の納付書では、平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）6月までに支払った給与等について納付する場合、納付書右側「納期等の区分」欄は「31年01月から01年06月まで」と記載します。

### <毎月の納付書>

たとえば、毎月の納付書では、令和2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について納付する場合、納付書左寄りの「支払年月日」欄は「02年02月20日」と、右側「納期等の区分」欄は「02年02月」と記載します。

また、「配当」や「報酬・料金」などの納付書についても、同様に記載することになりますが、新元号（令和）表記「01」を、平成表記「31」と記載しても、有効なものとして取り扱うこととされています。

なお、新元号（令和）が印字された納付書は、10月以降に順次配布する予定ということです。

～参考～

その他の書類についても、新元号への移行に伴い国税庁ホームページや申告書等の各種様式が順次更新されるようです。

なお、提出書類は、例えば平成31年6月1日と平成表記の日付でご提出いただいても有効なものとして取り扱うこととされるようです。